

輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件(通商産業省告示第九百二十三号)

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年一月二十日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年通商産業省告示第三百五十三号(輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件)は、平成十六年一月十九日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出貿易管理令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。)(第七条第一号八に該当するもの)のうち、次のイから八までのすべてに該当するもの</p>	<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年通商産業省告示第三百五十三号(輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出貿易管理令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。)(第七条第一号八に該当するもの)のうち、次のイから八までのすべてに該当するもの</p>
<p>イ 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)(による注文により、販売店の在庫から販売されるもの)(外国でのみ販売されるもの)については、当該販売の態様を画面により確認できるものに限り、( )</p> <p>ロ 暗号機能が使用者によって変更できないもの</p> <p>ハ 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの</p> <p>二 輸出貿易管理令別表第一の九の項(七)から(十)までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、前号のイから八までのすべてに該当するもの</p>	<p>イ 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)(による注文により、販売店の在庫から販売されるもの)</p> <p>ロ 暗号機能が使用者によって変更できないもの</p> <p>ハ 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの</p> <p>二 輸出貿易管理令別表第一の九の項(七)から(十)までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、前号のイから八までのすべてに該当するもの</p>

